児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令について

こども家庭庁支援局家庭福祉課

所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）により特定親族特別控除が創設されたことを踏まえ、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和７年政令第 355 号）において、受給資格者等の所得の算定に当たり考慮する各種控除額について、特定親族特別控除額を追加することとした。

本件は、これに伴い、児童扶養手当の支給認定の請求等に際して必要となる提出書類等を規定する児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）においても、特定親族特別控除を様式に追加する改正及びその他所要の改正を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第６号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行わなかった。

【参照条文】

行政手続法（平成五年法律第八十八号）抄

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～五　（略）

六　法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七・八　（略）